

**2025年度**  
**東住吉区への当面の重点施策**  
**予算要望書**

**(2025年 3 月提出)**

**区民の願い実現で  
東住吉区を住みよい住み続けたい街に**

**日本共産党**  
**東住吉区委員会**

## 1, みんなの声が生きる住みよいまちづくりをすすめる

## (1) 夢洲万博、カジノ(IR)について

1. 災害のリスクが高く、予算を大幅に超える建設費、その上、売れない入場券などによる、さらなる多大な市民負担を押し付けようとする、夢洲万博は、ただちに中止すること。
2. メタンガス爆発や熱中症など、命と安全がおびやかされる子どもの万博遠足はただちに中止すること。
3. 夢洲・カジノ(IR)構想がすすめられている。賃料の不当値下げ、夢洲の土壌汚染対策などに790億円以上の市民負担も新たに加わった。刑法で禁じられているカジノ(ギャンブル)は、地域経済を壊し、オンラインカジノをさらに助長し、青少年健全育成を阻害し、ギャンブル依存症(全国 536 万人)の社会問題をさらに深刻化させる。  
重大なくらし、まちづくり破壊をもたらすものであり、きっぱり断念すること。

## (2) 安全、防災

4. 南海トラフ地震、上町断層地震、大型台風などの災害に備えて、スフィア基準(国際基準)などにもとづいて、抜本的な改善を早急にすすめること(別表)

避難所をめぐる「スフィア基準」の主な指標

|      |                                                                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| トイレ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・20 人に1基</li> <li>・女性用は男性用の3倍(小便器除く)</li> </ul>                            |
| 居住空間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人当たり最低3.5平方メートル</li> <li>・1人当たり最低毛布1枚</li> <li>・天井の高さは2メートル以上</li> </ul> |
| 水    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水・生活用水を合わせて1日最低15リットル</li> </ul>                                        |
| 食事   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日1人当たり2100キロカロリー</li> </ul>                                              |
| 風呂   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴施設(シャワー・仮設浴場)を50人に1か所</li> </ul>                                        |

- ① 大和川の河道掘削や堤防強化など、防災対策を強化すること。
- ② 東日本大震災の教訓、能登半島の地震や、台風被害などをふまえ、安全、安心の防災計画をつくり、区民に知らせること。また、河川氾濫や津波対策に役立つ海拔表示を主な構造物に設置すること。
- ③ わかりやすい防災地図の掲示と防災の出前講座を充実すること。
- ④ 地域コミュニティ強化も含めた区職員の各学校区ごとの増員を抜本的に行う。
- ⑤ 避難行動要支援者の個別支援プランの徹底など、実効ある避難計画を講じるため、地域任せにせず、区が専門職員を配置すること。
- ⑥ 3蜜をさけるなどの避難体制の見直し、対策強化を早急に行うこと。
- ⑦ 地域の重要な防災拠点となり地域コミュニティの中心となる区内の小学校の統廃合(対象・矢田東小、矢田北小、湯里小)を断念し、少人数学級による行き届いた教育を推

進する。また中学校の統廃合(対象、矢田西中、矢田中、矢田なか小中一貫校)も同趣旨から行わないこと。

⑧障がい者、高齢者等については、災害時の各人の福祉避難所をあらかじめ、周知徹底しておくこと。

⑨計画を前倒しにして小学校の体育館のエアコン設置をただちにすすめること。

⑩スフィア基準(国際基準)にもとづいた避難体制の抜本的強化。避難所でのパーソナルスペースの確保や性被害対策の強化、女性やマイノリティの方などすべての人の人権が守られる体制を。

⑪災害対策、安全、安心のまちづくりのために、不要、不急の夢洲万博・カジノ(IR)はじめ巨大開発などはやめ、財政調整基金(2,734億円)も活用し、予算の有効活用をはかること、

5, 局地的豪雨(ゲリラ豪雨)に備えた浸水対策をさらにすすめる。

6, 自動車道路などで命にかかわる、うすくなったり、消えている白線をきれいに引き直すこと。歩道の自転車ゾーンを明瞭にすること。デコボコ道を整備すること。

7, 空家対策を抜本的にすすめること。(老朽化危険家屋対策とゴミ対策や空家活用対策)

8, カラスが収集日に出されたゴミをあさり道路に散乱するので、希望者にボックス型ネットを大阪市として、無償で提供すること。

9, 火葬待ちの期間が長期化している。大阪市と東住吉区の現状を月別数値等で明らかにすること。また、火葬炉の抜本的増設などすすめること。

### (3) 自然、環境保全、親しみ空間

10, 今川を汚しているヘドロを完全に撤去すること

今川公園や緑道などの樹木を豊かに保全し、今川を大阪市の代表する水と緑と生き物の「市民のいこいの場」にすること。

11, 駒川の水をきれいにすること。

12, 道路公害対策・地球温暖化対策・ヒートアイランド対策・アメニティに緑化が重要です。

①緑被率を高めること。大阪市の緑被率の現状を示すこと。

②大阪市の2025年度に作成する「緑の基本計画」を抜本的に見直し、緑被率(10, 4%以上)を当面15%以上に早急に引き上げること。

③この数年街路樹の伐採が酷すぎる。

A、 昨年のお阪市と東住吉区の伐採数と植樹数を示すこと。

B、 「街路樹憲章」を制定し、街路樹は市民共有の財産の位置づけをすること。

C、 街路樹の価値を公開、市民参加をはかること。

D、 街路樹の行政目標を高く設定し、人員と予算を引き上げること。

E、 マニュアルに基づいて丁寧な選定を優先し、伐採は真にやむをえない事由に限ること。

13, 公園を増やすこと。

子どもたちがボール遊びができる公園(各中学校区1カ所)をつくること。

14, 児童遊園補助を元に戻すこと。

15, 山坂公園(西側)を大阪市として存続すること。公園のトイレを早急に改善すること。

16, 桑津東公園の時計の改修を行うこと。

17, 長居公園は、緑豊かで利用しやすい公園に。

①子どもが利用しやすいトイレや、洋式トイレを大幅に増設すること。

②広域避難場所として適切な整備をすすめること。

デコボコのところの修理、周回道路の歩道部分の路面を整備すること。

- ③ 北東入口に高齢者等が入場しやすくするため、人員を配置すること。
- ④ 園にホテルの生育環境をつくること。水と植物園前の霧発生装置を作動すること。
- ⑤ 「屋外プール」横の「危険物収納家屋」の可否を含めて利用者の安全安心を確保すること。
- ⑥ 公園の整備にあたっては、住民の要望を十分に反映すること。

長居公園のリニューアル工事などについて、幅広くていねいな住民説明会を開くこと。

18、天王寺大和川線計画の実現に向けて

- ① 「みどり豊かな、世界に誇れるグリーンベルト地帯」実現のため、区役所としても積極的に対応すること。
- ② 緑地、駅前広場、歩道、自転車及び車道の整備スケジュールの進行状況、計画も含めて、具体的に示すこと。地域住民の声を十分に聞く説明会を開くこと。
- ③ また完成までの暫定利用を、積極的に地域住民の意向を聞き提供すること。

19、豊里矢田線道路について

- ① 4車線全面開通はいつか。
- ② 自動車道の増加に伴う大気汚染や安全、騒音、緑化状況、信号機などについて地域住民の声を聞く「説明会」を開くこと
- ③ 街路樹植栽などの、緑化対策を早急にはかること。
- ④ この路線の開通に伴い、東住吉区全体の車の走行状況はどうなっているのか、主な区内各路線の交通量を示すこと。

20、百済貨物駅への梅田貨物駅からの機能1/2 移転について

- ① 百済貨物駅での貨物取扱量・車走行量の現状を示すこと。(資料を取り寄せ示すこと)
- ② 大気汚染状況の変化について明らかにすること。

21、旧阪和貨物線の跡地利用は、沿線住民の要望も聞いて、大和川と一体となったみどりの遊歩道などにすること。

22、矢田南部地域での整備計画については、「まちづくりビジョン」のコンセプト「にぎわいゾーン」と「憩いとうるおい・スポーツのゾーン」にもとづいて、区民・住民の要望にそって、土地活用を行うこと。

騒音、振動など環境破壊等の住民の利益をそこなうことのないようにチェックすること。

23、都市農業の保全、振興を図ること。

24、電線の地中化を推進すること。区内の進捗状況と計画を示すこと。

25、原発ゼロ社会実現のため、イニシアチブを発揮し、関電等に強力に働きかけるとともに、自然再生エネルギー拡大に努め、太陽光発電助成を増やすこと。

26、実効ある持続可能な社会目標(SDGs)(17の目標)達成のために、東住吉区として具体的方策と取り組み状況を明らかにすること。

27、発ガン性の危険性などのある有機フッ素化合物(PFAS)についての現状報告と抜本的な対策を行うこと。

(4)にぎわい・集い・文化・平和

28、だれもが活用できる充実した音響施設などを備えた、文化ホール(区民センター)を早期につくること。

29、区民が身近に活用し、人と人とのコミュニティづくりに重要な役割を果たしている東住吉会館を拡充すること。

30、図書館を拡充すること。

大阪市の市民一人当たりの蔵書は、1. 2冊。府下で下から3番目です。

10万人あたりの図書館の数は、日本は2. 44。先進国で最低レベル。東住吉区は0. 7カ所。

① 東住吉区の市民一人当たりの蔵書数をお知らせください。

② 13万区民に見合う大きさの図書館を新・増設すること。キッズスペースの拡充をすること

③ 当面ゆっくり座って本が読める広さの確保など、現在の図書館を充実すること。

31、旧法務局跡地(西今川3丁目)については、地域住民の要望を踏まえた、スポーツ、文化、福祉施設、広場として活用できるよう、近畿管区行政評価局に強く働きかけること。

32、全国的に注目されている「子育て、高齢者の複合型施設(宅幼老所)」を、区内に大阪市モデルとして建設すること。

33、地域コミュニティを守り発展させるために

① 地域活動協議会の活動資金を従来通り100%とすること。同時に活用しやすくする。

② 各小学校区1名の区職員(コーディネーター)を配置すること。

③ 社会福祉協議会、老人憩いの家、ふれあい食事サービス補助金削減をやめ、もとにもどすこと。またネットワーク推進委員、支援ワーカーの削減を復元すること。当面、区独自としての役割を予算措置も含めて果たすこと。

34、旧矢田出張所を今までの経緯を踏まえて、住民の要望にそって活用しやすい施設、場に回収すること。

35、矢田東福祉会館等の改修は、公的施設への行政としての全額負担など責任を果たすこと。

36、貴重な選挙権が行使しやすくするため、矢田出張所、桑津1丁目―2丁目に投票所を設けること。

37、東住吉区内の「田辺模擬原爆弾投下」などの歴史文化スポットの目立つ標識を設置すること。

38、東住吉区内の「田辺模擬原爆投下」などの歴史文化スポットを、区役所内等にわかりやすい親しみのあるパンフレットを作成し置くこと。

39、「田辺模擬原爆」については、公的資料館を常設すること。当面区役所の展示は、抜本的拡充を行うこと。また、平和教育、歴史教育に活用すること。

40、2017年7月に国連で採択され、2021年1月22日発効の「核兵器禁止条約」に賛同する取り組みを推進すること。

41、大阪市平和都市宣言(1995年)にもとづいて、平和な区のまちづくりをすすめること。

42、自衛隊に子どもたちの名前・住所は知らせないこと。また「除外措置」の徹底のため、庁内でのポスター掲示、広報での告知を徹底すること。

## (5)福祉・交通

43、保健所各区保健センターの抜本的職員増などを行うこと。

44、保健所は、各区1カ所復活を展望して、当面8～9カ所(30万人あたり1カ所)に増設して、新型コロナやインフルエンザの感染対策など、公衆衛生を抜本的に強化する。

45、早川福祉会館の果たしてきた機能と役割をさらに拡充すること。

46、区内の子ども食堂の現状と役割について知らせること。

子ども食堂への食材提供や、弁当配達、運営補助金など、具体的な公的財政的支援を、強化すること。

47、区民屋内プール、区民スポーツセンター、子ども子育てプラザ、老人福祉センターなどの施設の存続、拡充をはかること。

- 48、子育て世代向けなど、市営住宅を増設すること。
- 49、住道矢田など浴場空白地域に、公衆浴場（公設民営なども含めて）設置をすすめること。
- 50、区内の認知症の人や孤立死の数など過去5年間の推移について知らせること。また認知症の人や孤立死対策で地域の見守りネットワークなどをさらに抜本的に拡充すること。
- 51、若い人に大変喜ばれている新婚家賃補助制度を復活すること。
- 52、地下鉄、バスの再公営化を含め、市民の移権を保障し大阪市の総合的街づくりにも寄与する地下鉄とバスの事業を一体的に拡充を働きかけること。
- 53、大阪市南東部の街づくりに寄与する、地下鉄8号線（今里―湯里間）延伸を、市会決議にもとづき早期に着工すること。
- 54、地下鉄「長居公園通り」（数津―長吉間）を早期に着工すること。
- 55、地下鉄トイレの便座を暖かくすること。
- 56、路線バスの拡充を増便を含めてはかること。
- ①住民に切実なバス26号線を復活させること。
  - ②矢田地域から区役所へのバスの増便を行うこと。
  - ③バス停に屋根と椅子を設置すること。
  - ④通院や区役所、商店街の買い物など区民にとって切実な「赤バス」を復活すること。
- 57、現在運行している「コミュニティバス」は区役所と西田辺間で停留所を設置すること。また区役所から矢田地域の路線を設置すること。
- 58、バリアフリー（ユニバーサル）の街づくりをすすめる。
- ①鉄道事業者、銀行、スーパー、マンションなどに対して、自転車置き場の整備を求めるなど放置自転車対策を抜本的にすすめること。
  - ②日常的に鷹合保育所通りに駐輪場等を確保するなど、安全対策をすすめること。
  - ③ガタガタになっている車道、歩道を整備すること。
  - ④車椅子が安全に通れるように道路・交差点のバリアフリー化をすすめること。
  - ⑤歩道と車道のある段差をなくすこと。また自転車道を整備拡充すること。
  - ⑥区内の通学路の安全対策として、危険な道路にフェンス等を設置すること。
  - ⑦AEDの設置場所をさらに増やし表示も分かりやすくすること。設置場所の一覧表をつくり提示すること。
  - ⑧安全のため街灯を適切に確保すること（さつき幼稚園付近など）
  - ⑨道路の路面表示の不明箇所（横断歩道の白線など）は補修すること。
  - ⑩化学物質過敏症の人に配慮して、芳香剤のトイレでの使用を避けること。
- 59、ゴミの収集は現行水準を維持し、直営・無料収集の原則を守ること
- 60、市民のライフラインである、水の安全、安定をおびやかし、料金を値上げにつながる水道事業の民営化は断念し、公設運営を維持すること。上水道管の耐震化工事後の道路の復旧は可及的速やかに実施すること。
- 61、八潮市（埼玉県）の教訓を踏まえて安全な上下水道の改修を直ちにすすめること。
- ①東住吉区内の現状について明らかにすること。
  - ②改修計画を示し、直ちにすすめること。

## 2. 暮らしと営業をまもる

- 6 2、食料品はじめ物価高騰で市民の暮らしと営業は大変深刻な状況である。市独自としても財政調整基金（2734億円）なども活用して抜本的で具体的な物価対策をすすめること。
- 6 3、高すぎる国民健康保険料、全国政令指定都市（20都市）一高い介護保険料を引き下げる。
- ①府下一律の国保料は、値上げにつながり行わないこと。
  - ②保険料算定における均等割を廃止すること。
  - ③非情な滞納処分はやめ、国保料、一人1万円の引き下げ、減免の拡充をすること。
  - ④「悪質滞納」を口実に、健康保険証を取り上げない。「短期保険証」「資格証明書」発行と財産調査、差し押さえはやめる。
- 6 4、中小企業の仕事確保、商店街・市場の振興につとめる。
- ①地元商店、商店街、中小企業の暮らしと営業をまもるため、当面消費税5%引き下げの声を国に反映すると同時に、実効ある中小企業振興条例に改定する。ゼロゼロ融資を継続すること。インボイス制度はやめる。
  - ②コミュニティ形成づくりに中心的役割を果たしている商店街（お店）の存続、発展のため、改悪し実施された大店立地法（2000年）を撤回し、大店法を復元するよう働きかけること。
  - ③大阪信用保証協会を市信用保証協会と府信用保証協会の元に戻す。
  - ④中小企業に対して「住宅リフォーム助成制度」制定や、「小規模事業登録制度」の設置を行う。
  - ⑤自営業者の家族従事者（業者婦人）の自家労賃（働き分）を経費としない所得税法第56条の廃止を国に強く求める。
  - ⑥区として業者婦人の実態調査をただちに行い、その地位改善に取り組む。
- 6 5、不安定な非正規労働者が正規雇用などへと、安心して暮らしができるよう、抜本的施策を国に求める。また大阪市として正規雇用を原則として保健師、教職員、保育士、コミュニティコーディネーターなど大幅増員を行なうこと。
- 6 6、ブラック企業の規制やワーキングプアをなくすため、時給1500円以上の「公契約条例」をつくる。

## 3. あたたかい福祉施策をすすめる

- 6 7、高齢者、障がい者にあたたかい保健福祉施策をすすめる
- ①従来の敬老無料パスに復元すること。
  - ②高齢者世帯等の上下水道料金福祉措置を復元すること。
  - ③補聴器に公的補助を25000円から大幅に増額すること。
  - ④高齢者の暮らしの実態把握に努め、行政の責任で安心して住み続けられる、環境、基盤づくりを計画的にすすめること。
  - ⑤区内に低額の年金で入れる特養ホーム、老人ホームを増設すること。特養入居待ちを早急に解消すること。
  - ⑥区内に在宅で待機している数多くの障がい者が選択できるだけのサービスの量を保障すること。
  - ⑦リフトが必要な障がい者の費用は、全額補助とする。

⑧区内の障がい者施設に区の様々な仕事を最大限発注する。

⑨区役所で障がい者の物品販売、作品展等を行うこと。

68、だれもがいきいきと仕事や子育てができるようにする。

①大阪市の最重要課題である、すべての希望者が保育所に入所できる待機児童解消のため、小規模保育所や「保育ママ」の依存でなく本来の公立保育所・認可保育所の増設を抜本的に行い公的責任を果たす。

②病児保育を拡充する。

③安全、安心確保のため、保育士の人員配置を1人ずつ増やす。

④公立、民間保育士の処遇を、当面月6万円引上げるなど大幅に改善すること。

⑤0～2歳児の保育料を無料にすること。

⑥オムツ代をゼロにするなど、公的保育支援を強化する。

⑦公立保育所の民間委託は撤回し、市の公設公営に戻すこと。

⑧ジェンダー平等推進のため、クレオ大阪5館を復活拡充すること、また、東住吉区に「女性センター」を建設し、シングルマザーの相談など取り組みを強化すること。

⑨子育てサークルなどへの支援を強める。

⑩区内に、就学前教育を充実するために、一園もない公立幼稚園を建設すること。公的責任を果たし、公立幼稚園の廃園民営化計画を断念すること。

⑪小学校区に一館の児童館（子どもキッズ）とスポーツ施設、安心して遊べるように公園・広場を整備すること。

⑫学童保育補助金などを抜本的に拡充し、希望者全員が入れるようにすること。父母負担の大幅軽減をはかる。区役所に学童保育の窓口を設置し、繰り返し広報などで学童保育所の役割を広く知らせる。各学校での入所説明会などを開く。

⑬空屋対策事業の一環として学童保育所の場所として確保すること。

⑭「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用するなど支援員の処遇の改善をはかる。

⑮区内に公的病院を建設すること。その際救急医療小児科・産科も設けること。

⑯中野救急診療所の待合室、駐車場を広くすること。

⑰独立行政法人化された大阪市の病院を元に戻す。「住吉市民病院」を復元すること。

⑱18才までの子どもたちの医療費窓口負担をゼロにすること。

69、基本的人権を尊重する生活保護行政をすすめる。

① 憲法25条と生活保護法に基づいて、生活実態に見合った生活保護行政を行う。求職者支援制度の訓練の強制などにより不当に受給者を締め出さないこと  
当事者の声をよく聞くこと。

② 生活扶助費や一時金などの生活保護の切り捨てをやめ復活する。母子加算の存続と高齢者加算を復活させる。申請用紙を窓口置く。

③ 保護費に明細をつける。家賃支給漏れなど役所のミスは直ちに改め、是正する。

④ 医療券では急病に間に合わないので、「医療証」に改める。

⑤ 通院のための移送費を従来どおり支給する。

⑥ ケースワーカーを社会福祉法の配置基準に増員すること。

⑦ 国のさらなる制度改悪を撤回させること。

70、野宿生活者への生活支援や就労などの抜本的・総合的対策をすすめること。

#### 4、教育・文化・スポーツをすすめる

- 71、どの子にも安全でゆきとどいた教育をすすめるため、また不登校・いじめにももっとも有効な20人学級を展望しながら少人数学級（30人学級）をすすめる。当面、35人学級を大阪市独自で、中学校全学年ただちに実施する。
- 72、ゆきとどいた教育をすすめるため、同時に「働き方改革」を行うため、教職員の大幅増（小学校では専科教員の増員など）を抜本的にすすめること。当面、市独自で現在の1.2倍増とすること。また病欠、産休などの代替教員をすみやかに配置し、「先生がいらない」状況を生まないこと。
- 73、「統制と競争」を激化させ、子どもと教育を破壊する「教育行政基本条例」「学校活性化条例」「教育振興基本計画」は撤回すること。
- 74、「学力テスト」の各学校点数公表は子どもたちと学校を点数競争にかりたて、共に学ぶ教育を破壊し、学校を序列化するものであり撤回すること。全員対象の「学力テスト」に参加しないこと。また内申書と直結させ、教育を破壊する中学生チャレンジテストを中止するよう府に強く働きかけること。小学3年生からの学力経年調査、5・6年生のすくすくウオッチはやめること。
- 75、「学力テスト」「経年調査」「すくすくウオッチ」「チャレンジテスト」の数値を結果として、教員の人事評価、学校予算に反映させないこと。
- 76、市内教育の「4ブロック化」は市長等の政治介入を促進するものであり撤回すること。
- 77、希望する子どもたちに全人格的な高校教育を保障するため、府に働きかけて内申制度、学区など入試制度を教育関係者の幅広い英知を集め抜本的な改善を行うこと。
- 78、「学校選択制」は「学力テスト」点数公表と相重って学校と子どもたちをさらに競争と選別にさらし、学校統廃合を促し子どもの登下校の安全性をおびやかす、地域コミュニティの崩壊を招くものであり撤回すること。指定外就学制度の内容については周知させること。
- 79、不登校、いじめの原因ともつながる「校則」を教育の権利主体である子どもの意思も反映した、子ども、教職員、保護者の三者で現代に見合った改定をすすめるため、行政としての役割をはたすこと。
- 80、子どもたちを規則（厳罰）で管理・排除する非教育的な「学校安心ルール」（ゼロトレランス）を撤回すること。
- 81、数々の不祥事が発生しているなど民間公募校長制は撤回すること。  
また、校長の「スーパーリーダーシップ」制度は中止すること。
- 82、不公正な校長経営戦略予算はなくし、教育活動に不可欠な学校維持運営費を増額する
- 83、「学校活性化条例」をテコにした小・中学校統廃合問題については、子どもたちに重大な影響を与えると共に、学校は地域コミュニティ・文化の中核であり、災害時の避難場所であり、民主主義の根幹である選挙の投票場であり、歴史的に文化的に大切な場所でもあることを認識し、基本的に行わないこと。
- 84、自校調理方式の中学校完全給食を、全校にすすめる。ランチルームをつくる。民間委託はしない。給食調理室のエアコン設置をただちにすすめること。
- 85、学校園の洋式トイレの現状数値報告を早急にすすめること。
- 86、学校園のどの棟にも給湯設備を早急に設置すること。
- 87、各学校園に学校安全指導員を配置する。また、「子ども見守り活動」などに大阪市として必要な人員の確保や予算措置などで行政としての責任を果たす。

- 88、「子どもの貧困」が増大する中、「調査アンケート」結果をふまえて、区内の「子ども食堂」への公的資金などの抜本的支援や、保護者負担を軽減するなどの対策をすすめること。スクールソーシャルワーカーを、小・中学校全校にただちに常勤で各校1名づつを配置すること。
- 89、就学援助金を受けやすくする。また、区役所就援教育係を復活し、利用しやすくし、学校でも区役所でも受けつけるようにする。また、就学援助金の拡充をすすめる。
- 90、障がい児が増大する中、特別支援学級等の人手が足りない。施設と人を抜本的に拡充すること。
- 91、だれひとり取り残さず教育への権利を保障するため、夜間中学（学級）の拡充をすすめること。天王寺、文の里中学の夜間学校（学級）は復元すること。
- 92、憲法と子どもの権利条約にそって、教育専門家や教育関係者、子どもたちも含めた幅広く市民の英知を集め大阪市として、区としてそれぞれ30名規模の「教育審議会」（仮称）を設け、民意を反映した教育行政をすすめること。
- 93、子どもの権利条約を具体化する「大阪市子どもの権利条例」を制定すること。
- 94、法制化をテコにした「日の丸」「君が代」の押しつけをしない。憲法違反の「君が代強制条例」は撤回すること。
- 95、「日本国憲法の原則」を踏みにじる「新しい歴史教科書をつくる会」などの歴史、公民教育を否める動きに反対し、日本国憲法を尊重し、真理と歴史の真実に基づく教科書採択、平和教育、主権者教育を引き続きすすめること。
- 96、教科書採択地区の細分化は教育の条理にもとづいておこなうこと。
- 97、「同和教育」は終結する。「同和加配教員」は廃止する。
- 98、教育への政治介入を招く、区長が兼任の区担当教育次長は廃止すること。
- 99、中学校の部活動の地域移行にあたっては、行政として当事者である各学校、保護者地域、子どもたちの合意の下に、予算と人員を充分確保して行うこと。
- 100、いつでも、だれでも、どこでもスポーツが楽しめるよう、グラウンドや広場（原っぱ）などのスポーツ施設を増やし、使用料を極力低くして使いやすくする。当面現在のスポーツ施設数等を明らかにし、計画的に増設すること。
- ①1人あたりのスポーツにかかわる時間数と今後の計画的目標を示すこと。
- ②指導員の人数、体制待遇を明らかにすること、スポーツ指導員を増やし、指導員への援助を強める。
- ③気軽にできるバスケットゴールポストやスケボー場など引きつづき、適切なところに設置をすすめる。
- 101、市民の“宝”である、市音楽団の社団法人化撤回と文楽協会、大阪フィルハーモニー交響楽団の補助金削減は撤回すること。
- 102、大阪市立大学と大阪府立大学の統合再編（大阪公立大学）は中止し、大学関係者、市民の声を幅広く聞く場を設けること。軍事協力を行わないこと。すべての学生の授業料無償化をすすめること。
- 103、市立高校の府立高校への移管、統廃合（21校）の撤回を展望しつつ、これまでの市立高校として、市民に果たしてきた重要な役割を公表し活用すること。
- 104、市立高校の財産（約1500億円）は市民のために守り、活用すること。

## 5、区民市民に開かれた、住民自治をすすめる

- 105、「大阪市廃止、特別区設置制度」（大阪都構想）否決の市民の意思に基づいて、政令市としての大きな権限と財源を生かし、現行24区を基本に、住民自治の拡充など区民、市民の声をふまえた区政、市政をすすめること。
- 106、「大阪都構想」簡易版である「広域行政一元化」、合区を前提とした「8区総合区」などの制度いじりは、住民投票による市民の意思に反し、撤回すること。
- 107、「大阪市廃止、特別区設置制度」（大阪都構想）については、2度の住民投票での民意をふまえて、3度の住民投票は許さないと表明すること。
- 108、福祉、くらし、教育切り捨ての「市政改革プラン」を撤回し、区民・市民のためのサービス向上、区政、市政の民主的運営をすすめること。
- 109、教育行政に民意を生かすため、教育委員の（準）公選制をすすめること。  
教育の主体である子ども、教職員、父母、市民から幅広く意見を聞き、開かれた民主的な教育行政をすすめること。
- 110、大阪市の職員が、憲法に基づく全体の奉仕者から一部の奉仕者に変質する「職員基本条例」「政治活動制限条例」「労使関係条例」は撤回すること。
- 111、区長は「住民の、住民による、住民のため」の区政をすすめる上で、自らさまざまな住民の要求、要望を真摯に聞く場を「区政会議」だけでなく気軽に幅広く設けること。またその実現のため区長へ予算の財源、権限を拡充すること。
- 112、幅広い区民の意見を集約するため「区政会議」を抜本的に改善し、50名規模の推薦・「公選」の地方自治法上（252条の20）の「区地域協議会」にするなど住民参加の区政をすすめること。
- 113、気候危機打開や「SDGs」推進のため、（仮称）「気候市民会議」を設置すること。
- 114、区役所窓口の区民サービスを改善し、民間委託をやめ、正規職員の大幅増員と予算を確保すること。
- 115、日本国憲法（平和主義、人権尊重、民主主義）にもとづいた区民、市民のための公正、民主的な区政、市政を推進すること。